

一般社団法人 長崎青年会議所
理事長候補者選出規則

第 1 章 総 則

第 1 条 定款第45条第 3 号の理事長候補者の選出に関する手続きは、本規則の定めるところによる。

(改廃の手続き)

第 2 条 本規則の改廃は、定款第20条第 7 号により総会において行わなければならない。

第 2 章 理事長候補者選挙管理委員会

(管理委員会の設置)

第 3 条 理事長候補者の選出に関する事務を管理するため、理事長候補者選挙管理委員会（以下「管理委員会」という）を置く。

(管理委員の構成)

第 4 条 管理委員会の定員は理事 2 名を含む 5 名とし、5 月末日までに理事会の承認を得て、正会員のうちから理事長が指名する。

(管理委員長)

第 5 条 管理委員会は互選により 1 名の委員長を定める。

2 委員長は委員会の会務を総理する。また、委員会を代表して理事会に出席し、選挙事務に関して発言することができる。

3 管理委員会は委員長に事故がある場合、これを代理する者を定めておかなければならない。

(管理委員の任期)

第 6 条 管理委員の任期は、指名を受けてから選挙に関する事務処理を終わり、理事長に報告書を提出し、理事会に報告した後終わる。

(告示)

第 7 条 理事長候補者の選挙に関する告示は、すべて管理委員会の名をもって書面又は電磁的方法により通知する。

(選挙人名簿確定日)

第 8 条 選挙人名簿確定日は 6 月 1 日とし、名簿は管理委員会において確定の上作成する。

(選挙人名簿の備置)

第 9 条 本会議所は選挙人名簿を事務局に備え付け、随時関係者の閲覧に供する。

第 3 章 選挙権及び被選挙権

(選挙権)

第 10 条 正会員は各自 1 個の選挙権を有する。ただし、次の者は選挙権を有しない。

- (1) 会議所にその年度入会した会員
- (2) 休会員

(被選挙権)

第11条 正会員は被選挙権を有する。ただし、次の者は被選挙権を有しない。

- (1) その年度中制限年齢に達する会員
- (2) 本会議所にその年度入会した会員
- (3) 休会員

(理事長候補者への立候補)

第12条 被選挙権を有する正会員が理事長候補者に立候補する場合、所定の用紙で毎年6月1日より同月15日までに、管理委員会に届け出なければならない。

第 4 章 理事長候補者選考委員会

(理事長候補者選考委員会の設置)

第13条 理事長候補者の選考のため、理事長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置する。

- 2 この委員会の定員は理事長又はその代代理事を含む9名とし、立候補届けを提出した者を除き、6月15日までに管理委員会が指名する。

(選考委員会の任務)

第14条 選考委員会は、管理委員会に届け出た理事長候補者に立候補した者の中から1名を選考し、6月末日までに管理委員会に報告する。その理事長候補者が総会において信任を得た後に任務を終わる。ただし、信任を得られない時は解散する。その後、管理委員会は直ちに前条により新たに選考委員会を設置する。

第 5 章 投票及び開票

(投票)

第15条 投票は、所定の用紙にて管理委員会が定める方法により、記名式による信任投票を総会日に行う。

(開票)

第16条 開票は即日行う。開票にあたっては理事長が立会う。

(無効票)

第17条 本規則及び管理委員会が定める方法によらない投票は、一切無効とする。

第 6 章 当 選 人

(当選人)

第18条 当選人は有効投票の過半数とする。

(当選人の告示)

第19条 当選人が確定したときは、管理委員長は直ちにその旨並びに当選人氏名を告示しかつ総会に報告しなければならない。

(理事長候補者辞任の禁止)

第20条 理事長候補者に選出された者の辞任は、正会員の資格を喪失する以外認めない。

附 則

本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

理事長選任